

西予市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月23日(火)午後1時30分

2. 開催場所 西予市役所 5階大会議室

3. 出席委員 38名

議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席
1番	志波 豊			2番	宇都宮久幸			3番	井上 一郎		
4番	泉原 猛男			5番	上甲 好文			6番	山岡 史朗		
7番	西森真一郎			8番	上杉 和博			9番	増田 隆		
10番	末光 則男			11番	三瀬 昇			12番	和家 稔		
13番	橋本 勝			14番	河野 昌博			15番	菊池マキ子		
16番	清家 純一			17番	五藤 忍			18番	沖野 泰		
19番	高岡 常夫			20番	井関 吉博			21番	武田 孝司		
22番	平野 治			23番	柴田 翔			24番	西本 定義		
25番	福井 純一			26番	金寄 長志			27番	大久保 卓		
28番	宇都宮文隆			29番	谷口 誠			30番	松末 正		
31番	平井 一清			32番	山内 正紀			33番	松浦 榮喜		
34番	宇都宮幸紀			35番	越智 三英			36番	川上 栄子		
37番	三好三智男			38番	松本 薫						

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第24号 農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第25号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて
- 日程第5 報告第26号 農地現況証明(農業用施設用地)について
- 日程第6 報告第27号 非農地現況証明について
- 日程第7 報告第28号 西予農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第8 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第34号 農用地利用集積計画の決定について

6. 出席した事務局職員

事務局長 兵頭 健二 事務局次長 和氣 右記
 農地係長 橋本 欽司 主 査 梶原 千生

7. 会議の概要

局長	ただ今から令和2年6月の定例総会を開会いたします。それでは、開会にあたりまして、志波会長より、あいさつを申し上げます。
会長	(会長開会あいさつ)
局長	それでは、議事に移ります。議事進行は規則により志波会長が務めます。
議長	議事に入るまでに、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」、6ページ、整理番号13番につきましては取下げられましたので、報告します。
議長	それでは、ただ今から6月定例総会を開催いたします。本日の出席委員は農業委員19名中19名、農地利用最適化推進委員19名中19名で定足数に達しており、総会は成立しています。
議長	次に、日程第1、「議事録署名委員の指名について」議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。
議長	異議なしと認めます。
議長	それでは、18番沖野委員、31番平井委員のお二人をお願いします。
議長	次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。
議長	会期は、本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
議長	異議なしと認めます。
議長	よって、会期は、本日1日間と決定しました。
議長	次に、日程第3、報告第24号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
主査	報告第24号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」ご報告いたします。議案書の2ページをご覧ください。今月の合意解約は、農業経営基盤強化促進法に基づく、賃貸借権の解約が6件、農地法に基づく使用貸借権の解約が1件の合計7件となっています。以上で「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」報告を終わります。
議長	次に、日程第4、報告第25号「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
主査	報告第25号「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて」ご報告いたします。議案書の3ページをご覧ください。整理番号1番、渡人、 、受入、 、土地の表示、 番、 m ² 、取下げの理由は、申請地を利用目的別に分筆するため、取下げをするものであります。以上で「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて」報告を終わります。
議長	次に、日程第5、報告第26号「農地現況証明(農業用施設用地)について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
農地係長	報告第26号「農地現況証明(農業用施設用地)について」報告いたします。議案書の3ページをご覧ください。申請番号1番、 、 から提出のあった証明願いは、「農地法施行規則第32条第1項」の規定に基づき審査を行うとともに、地区担当農業委員19番、高岡委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となります。以上で「農地現況証明(農業用施設用地)について」報告を終わります。
議長	次に、日程第6、報告第27号「非農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
農地係長	報告第27号「非農地現況証明について」報告いたします。議案書の3ページをご覧ください。整理番号1番、申請人、 、 他名から証明願いが提出されましたので、平成25年1月1日から施行されています「非農地現況証明取扱要領」の基準に基づき審査を行うとともに、地区担当農業委員、3番井上委員、4番泉原委員、7

議長	<p>番西森委員、16 番清家委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となり、農地法の規則や適用を受けない土地となります。以上で「非農地現況証明について」報告を終わります。</p>
農地係長	<p>次に、日程第 7、報告第 28 号「西予農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
議長	<p>報告第 28 号「西予農業振興地域整備計画の変更について」報告いたします。議案書の 4 ページをご覧ください。整理番号 1 番、申請人、 、 、土地の表示、 番、 、面積 m^2、変更の理由は、現在賃貸住宅に住んでいるが、子どもの成長に伴い手狭となり、また両親も介護が必要となってきたことから、申請地に自己住宅を建築したいため、農用地区域から除外したいとのことです。</p>
議長	<p>整理番号 2 番、申請人、 、 、土地の表示、 番、 、面積 m^2、変更の理由は、平成 30 年豪雨災害による土砂崩れのため、住居兼店舗の一部が倒壊したため、同じ用途に復旧するため申請地を農用地区域から除外したいとのことです。以上で「西予農業振興地域整備計画の変更について」報告をおわります。</p>
議長	<p>次に、議案第 32 号については、4 番泉原委員が農業委員会法第 31 条、議事参与の制限にあたります。よって、4 番泉原委員退席後、整理番号 11 番を審査、審査終了後入室・着席をしていただきます。</p>
議長	<p>《4 番泉原委員退席》</p>
主査	<p>それでは、日程第 8、議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、整理番号 11 番を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
議長	<p>【議案第 32 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 1 件について、議案書を朗読し提案説明を行う。】なお、法第 3 条第 2 項各号の判断については、別添調査書のとおりです。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
26 番金寄委員	<p>ただ今の説明に関連して、地区担当農地利用最適化推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号 11 番をお願いします。</p>
議長	<p>受付番号 11 番の案件につきまして、26 番金寄が報告いたします。受人は経営規模拡大するため、取得したいということであり、取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、また、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを 14 日、井上委員と確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
3 番井上委員	<p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。関連がありますので、地区担当農業委員からも報告等お願いいたします。11 番をお願いします。</p>
議長	<p>受付番号 11 番の案件につきまして、3 番井上が報告いたします。6 月 14 日、26 番金寄委員と現地調査を行いました。受人は経営規模拡大するため、取得したいということであり、取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、また、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
主査	<p>現地の状況について、農業委員からの報告もありました。それでは、事務局より許可基準の該当について、説明をお願いします。</p>
議長	<p>その他の要件につきましては、別添調査書の 11 ページにあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かご意見や質疑はござ</p>

議 長	<p>いせんか。</p> <p>質疑はありませんか。質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。日程第8、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」、整理番号11番を原案とおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p>
議 長	<p>よって、日程第8、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」、整理番号11番を原案とおり許可することに決定しました。</p> <p>《4番泉原委員着席》</p>
議 長	<p>次に、日程第8、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」、整理番号1番から10番、12番、14番、15番の13件を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。</p>
主 査	<p>議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請13件について、議案書を朗読し提案説明を行う。】なお、法第3条第2項各号の判断については、別添調査書のとおりです。</p> <p>以上で議案の提案説明を終わります。【整理番号 番、 番、 番の2筆について取下げの報告あり】</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、地区担当農地利用最適化推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番をお願いします。</p>
主 査	<p>議案第32号、整理番号1番の内容について、渡人と受人の記載が逆になっておりますので、訂正をお願いします。</p>
34 番宇都宮委員	<p>受付番号1番の案件につきまして、34番宇都宮が報告します。6月18日、西森委員と現地で受人に話を伺いました。渡人と受人は親子関係で、今まで受人は給付金をもらっていましたが、今回、終了するため渡人から贈与という形での申請となりました。取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思われず。</p>
議 長	<p>2番、3番をお願いします。</p>
28 番宇都宮委員	<p>受付番号2番の案件につきまして、28番宇都宮が説明します。6月21日に和家委員と現地確認をしました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということです。取得後においては全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
28 番宇都宮委員	<p>受付番号3番の案件につきまして、28番宇都宮が説明します。6月21日に和家委員と現地確認をしました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということです。取得後においては全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
議 長	<p>4番をお願いします。</p>
25 番福井委員	<p>受付番号4番の案件について25番福井が報告します。6月18日、末光委員と現地確認を行いました。受付番号4番の申請地につきましては、経営規模拡大するために取得したいということであり、取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>

議 長 30 番松末委員	<p>5 番をお願いします。</p> <p>受付番号 5 番の案件につきまして、30 番松末が報告します。渡人は高齢や病気等により耕作ができなく、遠隔地に居住されており、通作が出来ないため農地を手放したいということでもあります。また、この申請地は以前からあっせん依頼があり、探していたところ受人が見つかり、所有権移転(売買)となったということです。受人は現在、申請地付近に季節の野菜を栽培しており、経営規模を拡大するために取得したいということでもあります。取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを、6 月 20 日に確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
議 長 35 番越智委員	<p>6 番をお願いします。</p> <p>6 番を 35 番越智が報告します。6 月 22 日、河野委員と現地確認を行いました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということでもあります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
議 長 20 番井関委員	<p>7 番、8 番、9 番をお願いします。</p> <p>受付番号 7 番の案件につきまして、20 番井関が報告します。20 日に橋本委員と現地確認しました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということでもあります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
20 番井関委員	<p>受付番号 8 番の案件につきまして、20 番井関が報告します。20 日に橋本委員と現地確認しました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということでもあります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は現在栗、梅が植えられていますが、造成して農地として利用するとのことです。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
20 番井関委員	<p>受付番号 9 番の案件につきまして、20 番井関が報告します。20 日に橋本委員と現地確認しました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということでもあります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は現在、竹が生えていますが、整備して耕作するとのことです。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
議 長 37 番三好委員	<p>10 番をお願いします。</p> <p>受付番号 10 番の案件につきまして、37 番三好が報告します。6 月 16 日に 18 番沖野委員と現地調査を行いました。渡人は市外に居住しており離農されます。受人は経営規模を拡大するために取得したいとのことです。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
議 長 32 番山内委員	<p>12 番をお願いします。</p> <p>受付番号 12 番の案件につきまして、32 番山内が報告します。6 月 20 日に志波委員と現</p>

<p>議 長 22 番平野委員</p>	<p>地確認を行いました。受人は経営規模を拡大するために取得したいという事であります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p> <p>14 番、15 番をお願いします。</p> <p>受付番号 14 番の案件につきまして、22 番平野が報告します。去る 6 月 18 日に菊池委員と現地確認に行きました。受人は、経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>22 番平野委員</p>	<p>受付番号 15 番の案件につきまして、22 番平野が報告します。去る 6 月 18 日に菊池委員と現地確認に行きました。受人は、経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>議 長 7 番西森委員</p>	<p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員からの報告がありました。関連がありますので、地区担当農業委員からも報告等お願いいたします。1 番をお願いします。</p> <p>受付番号 1 番を 7 番西森が報告いたします。6 月 18 日に宇都宮委員、受入 さんと現地の確認をいたしました。現地の状況、経緯につきましては宇都宮委員から報告のあったとおりです。今回の申請は、親子間の贈与の申請であり、申請地は農地として耕作されていることを確認いたしました。周辺農地並びに地域営農への影響はないと思われま</p>
<p>議 長 12 番和家委員</p>	<p>2 番、3 番をお願いします。</p> <p>受付番号 2 番の案件につきまして、12 番和家が報告します。6 月 21 日に宇都宮委員と現地確認を行いました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということでありま</p>
<p>12 番和家委員</p>	<p>受付番号 3 番の案件につきまして、12 番和家が報告します。これは 4 月の定例総会で保留となった案件ではありますが、受人は経営規模を拡大するために取得したいとのこと</p>
<p>議 長 10 番末光委員</p>	<p>4 番をお願いします。</p> <p>受付番号 4 番の案件につきまして、10 番末光が報告します。6 月 18 日に福井委員と現</p>
<p>議 長 16 番清家委員</p>	<p>5 番をお願いします。</p> <p>受付番号 5 番の案件につきまして、16 番清家が報告します。6 月 20 日に松末委員と現</p>

<p>議 長 14 番河野委員</p>	<p>地確認を行いました。渡人は高齢や病気等により耕作できなく、また農地から遠方に居住しており、通作できないため手放したいとのこと。受人は 周辺に野菜を栽培しており、経営規模を拡大するために取得したいとのこと。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力からみても問題がないこと、下限面積を超えていることから、許可要件をすべて満たしております。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p> <p>6 番をお願いします。</p> <p>6 番の申請を 14 番河野が報告します。6 月 22 日に越智委員と現地確認を行いました。この申請は、氏が農地を購入し、畑として隣接地と一体利用したいとのこと。取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は管理されていることを確認しました。よって、地域営農への支障はないと思われま。</p>
<p>議 長 13 番橋本委員</p>	<p>7 番、8 番、9 番をお願いします。</p> <p>受付番号 7 番の案件につきまして、13 番橋本が報告します。20 日に井関委員と現地確認を行いました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということであり。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>13 番橋本委員</p>	<p>受付番号 8 番の案件につきまして、13 番橋本が報告します。20 日に受人責任者と井関委員にて現地確認を行いました。号 番と 番 は畑になっておりますが、栗と梅が植えられており、買入後造成して普通畑にされるそうです。田は耕作されていることを確認しました。取得後においてはすべての農地を利用すること、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>13 番橋本委員</p>	<p>受付番号 9 番の案件につきまして、13 番橋本が報告します。20 日に受人立会いのもと井関委員と現地確認を行いました。現地は現在、竹林となっておりますが、隣接地を耕作されておられ、買入後、畑に整地するとのことでした。機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>議 長 18 番沖野委員</p>	<p>10 番をお願いします。</p> <p>受付番号 10 番の案件につきまして、18 番沖野泰が報告します。6 月 16 日に三好三智男推進委員さんと現地確認を行いました。受人の さんからお話をお聞きしました。申請地は渡人が伊予市に住んでおり、通作に時間もかかり農業ができないので、農地を売却し離農したいという話があり、今回、受人が経営規模を拡大するために、取得したいということであり。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。</p> <p>受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>議 長 1 番志波委員</p>	<p>12 番をお願いします。</p> <p>受付番号 12 番を 1 番志波が報告します。申請農地は周囲が既に受人所有で営農されていて、当該農地も現在、申請人が耕作しています。今回、所有権を取得して営農していきたいとのこと。機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面</p>

議 長 15 番菊池委員	積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。
15 番菊池委員	14 番、15 番をお願いします。 受付番号 14 番の案件につきまして、15 番菊池が報告いたします。渡人と受人は祖父と孫の関係です。受人は農業次世代人材投資資金計画に基づく規模拡大のため、取得したいということであります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は 6 月 18 日に、平野委員と農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。
議 長	受付番号 15 番の案件につきまして、15 番菊池が報告いたします。受人は経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は 6 月 18 日に、平野委員と現地確認に行き、農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。
主 査	現地の状況について、農業委員からの報告もありました。それでは、事務局より許可基準の該当について説明をお願いします。
議 長	その他の要件につきましては、別添調査書 1 ページから 10 ページ、12 ページ、14 ページ、15 ページにあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
4 番泉原委員	事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かご意見や質疑はございませんか。
12 番和家委員	受付番号 3 番について、前回保留となった案件ですが、保留になった理由が解消されたのか説明をお願いします。
議 長	先ほど説明しましたように、農地として耕作されていることが間違いのないことを確認しています。
議 長	申請地については 3 年以上耕作することの申出を確認したとのことであります。
議 長	他に質疑はありませんか。質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。日程第 8、議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、整理番号 1 番から 10 番、12 番、14 番、15 番までの 13 件を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。
議 長	全員賛成と認めます。
議 長	よって、日程第 8、議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 10 番、12 番、14 番、15 番までの 13 件を原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	次に、日程第 9、議案第 33 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、整理番号 1 番から 3 番の 3 件を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。
農地係長	【議案第 33 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 3 件について、議案書を朗読し提案説明を行う。】
議 長	続いて、地区担当農業委員から調査結果の報告をお願いします。整理番号 1 番からお願いします。1 番をお願いします。
12 番和家委員	1 番を 12 番和家稔が報告します。6 月 21 日に宇都宮委員と現地確認を行いました。受付番号 1 番の申請地は、申請人が建設業を営んでいて、保有車両と従業員の車輛置場として利用したいとのことで、隣接の水路には土砂等が入らないようにするとのことで、周辺

議 長 16 番清家委員	<p>農業への支障はないものと思われます。</p> <p>2 番をお願いします。</p> <p>受付番号 2 番の案件を 16 番清家が報告します。6 月 20 日に松末委員と現地確認をしました。渡人と受人は親子関係にあり、現在建っている居宅は、亡くなった夫が昭和 47 年に建築し、当時より申請地を進入路として無断転用で利用しておりました。深く反省の意を込めて始末書が提出されています。居宅を新築するにあたり、手続きをすすめていく中で、申請地が農地であることがわかり、農地法に則り申請したとのことです。転用による周辺農地の支障はないと思います。</p>
議 長 14 番河野委員	<p>3 番をお願いします。</p> <p>3 番の申請を 14 番河野が報告します。22 日に越智委員と現地確認を行いました。この申請は、利便性がよいこの地に賃貸住宅経営をしたいとのことで申請に及んだものです。申請地周辺には農地がなく、周囲はコンクリート擁壁による土留めを行い、汚水は北側汚水本管に、雨水は北側水路へ放流するとのことで、周辺農業への支障はないと思われます。</p>
議 長 28 番宇都宮委員	<p>続きまして、地区担当推進委員の報告をお願いします。</p> <p>1 番をお願いします。</p> <p>1 番について 28 番宇都宮が報告いたします。6 月 21 日和家人委員と現地確認いたしました。先ほど和家人委員の説明があったとおりです。農業用の用排水路があるので支障がないようにしてほしい。周辺農業への影響はないと思います。</p>
議 長 30 番松末委員	<p>2 番をお願いします。</p> <p>2 番を 30 番松末が報告します。6 月 20 日に清家委員と現地確認を行いました。受付番号 2 番の申請は、先ほど清家委員から詳しく説明がありましたが、渡人と受人は親子関係で、受人は建物が老朽化と危険なため、居宅を建て替えたいと考えている。建物を建築するにあたって、進入路として利用しなければ建物を建て替えることができないため、転用をお願いしますとのことです。始末書についても確認いたしました。申請地については、汚水は既存排水設備に接続、雨水は東側の道路側溝に放流するため、近隣の土地には被害を及ぼすことはないと思われる。許可要件はすべてみたすと判断し、転用の支障はないと思います。</p>
議 長 35 番越智委員	<p>3 番をお願いします。</p> <p>3 番を 35 番越智が報告します。6 月 22 日に河野委員と現地確認を行いました。申請地はパチンコ店、宅地、マンションに囲まれ大きな道に接しています。隣接農地への影響はありません。雨水の排水も問題ありません。周辺農業への支障はないと思われます。</p>
議 長 農地係長	<p>現地の状況につきましては、地区担当農業委員や推進委員から報告がありました。それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明があります。農地区分及びその他の要件につきましては、別添意見書 16 ページから 18 ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議 長	<p>それでは、これより質疑に移ります。ただ今の事務局の説明や地区担当農業委員、推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑もないようですので質疑を終結とし、議案第 33 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 3 番までの 3 件を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p>
議 長 議 長	<p>全員賛成と認めます。</p>
議 長	<p>よって、日程第 9、議案第 33 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 3 番までの 3 件を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 34 号については、31 番平井委員が農業委員会法第 31 条、議事参与の制限にあたりますので、退席をお願いします。関係議案の審議終了後に入室・着席して</p>

<p>議 長</p> <p>次 長</p>	<p>いただきます。</p> <p>《31 番平井委員退席》</p> <p>それでは、日程第 10、議案第 34 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。</p> <p>今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、15 件でございます。議案書の 8 ページから 9 ページをご覧ください。西予市長より令和 2 年 6 月 8 日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定の計画が 6 件、新規の利用権設定の計画が 7 件です。利用権の設定をする者が 13 名、利用権の設定を受ける者が 11 名、うち認定農業者が 7 名でございます。利用権設定の面積は 48,481 m²、筆数が 50 筆です。</p> <p>所有権の移転をする者は、整理番号 1 番、 、所有権の移転を受ける者は、 、年齢 歳、経営面積は、 m²で、認定農業者です。所有権を移転する面積は、 m²、筆数は 筆です。所有権移転の時期は令和 年 月 日、対価は、 円となっております。</p> <p>整理番号 2 番、所有権の移転をする者は、 、所有権の移転を受ける者は、 、年齢 歳、経営面積は、 m²で、認定農業者です。所有権を移転する面積は、 m²、筆数は 筆です。所有権移転の時期は令和 年 月 日、対価は、 円となっております。</p> <p>利用権設定及び所有権の移転をするものが合計で 15 名、利用権設定及び所有権の移転を受ける者が合計で 13 名、うち認定農業者が 9 名、面積が 62,744 m²で筆数が 57 筆です。</p> <p>以上の計画内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑もないようですので質疑を終結といたします。日程第 10、議案第 34 号「農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定及び所有権移転の 15 件を原案のとおり、決定することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、日程第 10、議案第 34 号「農用地利用集積計画の決定について」利用権設定及び所有権移転の 15 件は原案のとおり決定しました。</p>
	<p>《31 番平井委員着席》</p> <p>以上をもちまして本日の定例総会を終了といたします。</p> <p>6 月定例総会は午後 2 時 30 分閉会した。</p>